

瀬戸内市避難所運営マニュアル 新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	修正理由
107	25	<p>※避難所において、新型コロナウイルス感染症の発症が疑われる人がいる場合は、軽症者であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないため、すみやかに瀬戸内市災害対策本部を通じて保健所に連絡し、対応や指示を依頼する。</p>	<p>※避難所において、新型コロナウイルス感染症の発症が疑われる人がいる場合は、<u>同じ兆候・症状のある人を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には望ましくないため、避難所のスペースの利用方法等について、事前に必要に応じて保健所等に相談するなど、関係部局や施設管理者と調整を図っておく。</u></p> <p><u>なお、避難所において新型コロナウイルス感染症を発症した人がいる場合は、</u>軽症者であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないため、すみやかに瀬戸内市災害対策本部を通じて保健所に連絡し、対応や指示を依頼する。</p>	<p>内容の追記</p>